

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年12月12日 18時30分ごろ
発生場所	静岡県下田市須崎半島南方沖 須崎恵比須指島向灯から真方位177° 1.05海里付近 （概位 北緯34° 38.1′ 東経138° 58.0′）
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{リオラマツ} RIOLAMA IIは、南東進中、主機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年1月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット RIOLAMA II、5トン未満（長さ8.45m） 290-49014東京、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力17.70kW、回転数 毎分3,400、3気筒、ボア75mm、使用燃料軽油、平成9年2 月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約2.0m 日没時刻：16時34分ごろ 下田市には、12月12日10時10分に強風注意報が、同日16 時15分に波浪注意報がそれぞれ発表され、本インシデント当時も継 続中であった。
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、伊東市所在のマリーナから下田市 下田港まで回航する目的で機帆走によりタッキング（船首を風上に向 けながら、風を受ける舷を一方から他方に変えること）しながら主機 回転数毎分2,200として2.5～3.0ノットの対地速度で須崎半 島南方沖を南東進中、主機が異音を発して停止した。 本船は、風及び潮の流れが強かったので、船長は帆走のみで航行す ることは困難であり、航行不能と判断してボートレスキューサービス （BAN：Boat Assistance Network）に救助を要請し、来援したB ANの救助艇にえい航されて下田港に到着した。 本船は、本インシデント後、機関整備業者が点検した結果、燃料タ ンクの取出口に船体の動揺で浮遊した金属粉等の異物が詰まってお り、燃料が供給できない状態になっていたことが判明した。

	<p>船長は、令和元年7月ごろ本船を中古で購入し、月に2回程度、クルージングを目的に使用しており、定期的に燃料フィルタを交換していたものの、燃料タンクを清掃したことがなく、前の所有者による燃料タンクの清掃状況は不明であった。</p>
分析	<p>本船は、少なくとも約2年間燃料タンクが清掃されていない中、南東進中、船体の動揺で浮遊した金属粉等の異物が燃料タンクの取出口に詰まったことから、燃料の供給が断たれ、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、少なくとも約2年間燃料タンクが清掃されていない中、南東進中、船体の動揺で浮遊した金属粉等の異物が燃料タンクの取出口に詰まったため、燃料の供給が断たれ、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、燃料タンクの清掃を定期的に行い、清浄な状態に保つこと。